

社会保険労務士

ALLたま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832
柏市北柏3-5-4日暮ビル6F
電話：04-7164-1283 FAX：04-7164-1284
e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

介護保険制度改革に向けて

◆介護保険制度の概要

介護保険制度は2000年に施行された制度であり、市町村から介護が必要と認められた人が、入浴介助や食事補助などの介護サービスを受けられる仕組みです。

介護サービス事業者は、都道府県などから指定を受けた事業所であり、提供したサービスの費用を市町村に請求し、利用者は所得にかかわらず費用の1割を負担します。

このたび、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会は、2012年度の介護保険制度改革に関する意見書をまとめ、発表しました。65歳以上で年収320万円以上の人の利用料の引上げや、市町村支援のために用意されている基金の活用が主な内容です。

◆高所得者の利用料を値上げ

次の制度改革では、拡大し続ける給付にどのように対応するかが焦点となっています。消費税増税の議論が止まっており、税の追加投入が難しくなっている中、利用者の負担増を軸にした議論が進んでいます。

検討項目の1つとして、65歳以上で年収が320万円以上の人の利用者負担を2割（現行は1割）に引き上げる案が挙がっています。この引上げにより、要介護認定を受けた高齢者（約490万人）のうち、約30万人が対象となります。

一方で、慎重な意見が出ている項目もあります。それは、ケアプラン作成の有料化や、40～64歳の会社員らの介護保険料の負担増などです。

もしケアプランを有料にした場合には、サービスを使わなくなる要介護者が増える可能性もあると言われていています。

介護保険料については、加入人数に応じて健保組合等に必要額を割り当てて算出していますが、厚生労働省は、加入者の平均年収に応じて健保

組合等の割当額を算出し、介護保険料を計算する方式（総報酬割）に改めようとしています。しかし、健保組合などからの反対が多いため、すんなり導入されるかはわかりません。

◆新サービスの創設も

このたびの改革案では、「自宅暮らし」を希望する高齢者の声に応えるため、施設から在宅への移行を促す新たなサービスが盛り込まれています。

24時間365日、いつでも必要なサービスを受けられる仕組みを創設したり、介護職員が一部の医療サービスを提供できるようにしたりする他、医療と介護を組み合わせ提供できる「複合サービス」も導入される予定です。

また、認知症の方の介護を行う家族の負担を軽減するため、日帰り介護サービスを提供する施設に高齢者が宿泊できるようにすることなども検討されているようです。

「賃金不払残業」「長時間労働」に関する相談内容

◆各都道府県労働局で一斉に実施

厚生労働省は毎年 11 月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、長時間労働やサービス残業の解消を促す取り組みを行っていますが、その一環として今年 11 月 6 日に各都道府県労働局で一斉に行った「労働時間相談ダイヤル」の相談結果を発表しました。

相談件数は 787 件（昨年度比 114 件減少）で、労働者本人からの相談が 495 件（62.9%）、労働者の家族からの相談が 235 件（29.9%）で、相談内容は、「賃金不払残業」に関するものが 438 件（55.7%）、「長時間労働」に関するものが 247 件（31.4%）を占めています。

以下に、この「労働時間相談ダイヤル」における相談内容の事例を紹介します。

◆「賃金不払残業」に関する相談内容例

(1) 卸・小売業で働いている労働者からの相談

スーパーで勤務しています。労働時間は自己申告で管理しており、1 カ月 100 時間を超える残業をしていますが、正しく申告できない状況にあるため、残業手当が一部しか支払われていません。

(2) 製造業で働いている労働者からの相談

工場から相談

工場で働いています。交替制勤務ですが、1 日 4～5 時間の残業が慢性化しています。タイムカードは終業時間で打刻させられるので、その分の残業手当が全然支払われません。

◆「長時間労働」に関する相談内容例

(1) 卸・小売業で働いている労働者からの相談

清涼飲料水の自動販売機への商品の補充作業をしています。ほとんど毎日のように 1 日 13 時間に及ぶ勤務ですので、1 カ月にすると 120 時間以上の残業をしており、家族団らんの時間が作れません。

(2) 警備業で働いている労働者の家族からの相談

夫がシステム関連の仕事をしています。残業や休日労働が多く、長い月で 1 カ月 150 時間を超える残業や休日労働をしています。労働時間を自己申告していますが、実際の時間を申告するのは困難なため、会社は労働者の労働時間について適正に把握していません。夫の健康状態が心配です。

◆労使トラブルは近年増加傾向

近年、労働時間や割増賃金に関する労使トラブルは増加傾向にあります。法律を遵守するのはもちろんのこと

ですが、トラブルを発生させないよう、日頃から労使間で十分なコミュニケーションを図りつつ、社員の「ワーク・ライフ・バランス」にも気を配らせる取り組みが必要です。

1 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

20 日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年 7 月～12 月分> [郵便局または銀行]

31 日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1 月 1 日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受け
る日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 [給与の支払者]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

